

## 全自動貸金庫規定

### 第1条 (格納品の範囲)

- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質等するものは格納できません。
  - 公社債券、株券その他の有価証券
  - 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - 貴金属、宝石その他の貴重品
  - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

### 第2条 (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約の日から最初に到来する3月31日までとし、契約期間満了の日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は4月1日から1年間継続されるものとします。以後も同様の扱いとします。

### 第3条 (使用料)

- 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払するものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約時の使用料は、契約日の属する月を1か月としてその月から3月31日までの月割り計算によりお支払いください。
- 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 契約期間中に解約する場合は、4月以降解約の月までの月割りで計算した額を、所定の料金から控除した金額を返戻します。

### 第4条 (鍵等の保管)

- 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。
- 借主に貸金庫の開閉等に使用する貸金庫カード(以下「貸金庫カード」といいます)を発行しますので、借主が保管してください。

### 第5条 (貸金庫の開閉等)

- 貸金庫の開閉は、借主が正鍵を使用して行ってください。
- 貸金庫室への入室にあたっては、専用入り口に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを通してください。
- 貸金庫を取り出す場合は、当金庫所定のブース内に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを挿入し、届出の暗証番号を入力してください。
- 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- 貸金庫の使用後は、施錠をしたうえ操作盤により格納操作を行ってください。

### 第6条 (届出事項の変更等)

- 印章を失ったとき、または印章・名称・代表者・代理人・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。貸金庫カード、正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- 届出のあった住所・名称にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったとき

でも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### 第7条 (印章・鍵の紛失時等の取扱い)

- 印章、貸金庫カードもしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いください。また、貸金庫カードを失った場合または毀損により再発行する場合には、当金庫所定の手数料をお支払いください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

### 第8条 (暗証照合等)

操作の際に使用された貸金庫カードが当金庫が借主に交付した貸金庫カードであること、および暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合には、貸金庫カードまたは暗証番号につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第9条 (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

### 第10条 (損害の負担等)

- 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

### 第11条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号1から6および第3号1から5のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号1から6または第3号1から5に一つでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

### 第12条 (解約等)

- この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、所定の手続きをしたうえ貸金庫を即時明渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵、または届出の印章を失ったまま解約するときは、この他第7条に準じて取扱います。
- 次の各号の一つでも該当するときは、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - 借主が使用料を支払わないとき
  - 借主について相続の開始があったとき
  - 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - 借主がこの規定に違反したとき

- (3) この貸金庫は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - 1. 暴力団
    - 2. 暴力団員
    - 3. 暴力団準構成員
    - 4. 暴力団関係企業
    - 5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - 6. その他前各号に準ずる者
  - ③ 借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - 1. 暴力的な要求行為
    - 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - 5. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日により第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、当金庫は副鍵を使用し、貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫から請求があり次第お支払いください。

### 第13条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにに応じてください。

### 第14条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または、店舗の火災・格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

### 第15条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

### 第16条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

### 第17条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前項によるこの規定の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上